

実質化された下空路子地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	下空路子地区(横泉集落、明見集落)	令和5年3月31日	

1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	44.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

下空路子地区は、豊田町の西側、豊北町との境界線沿いに位置しており、地区の大部分を山林が占め、南北を走る県道豊田栗野港線沿いの細長い形状をした盆地に集落と農地がある。
地域の担い手として、集落営農法人があり、水稻、小麦、黒大豆を主体に、キャベツやトマト、ブロッコリー、タマネギ等の園芸作物を含めた複合経営に取り組んでいる。
離農や高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、法人の後継者を含めて、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
また、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、2.9ha多く、法人の後継者を含めて新たな農地の担い手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

離農や高齢化に伴う耕作放棄化を防ぐため、引き続き中間管理事業等を活用し、農事組合法人和泉の里と個人の1経営体に農地の集積集約化を進めつつ、法人の後継者を含め、新たな担い手の受入れを促進することで対応していく。
基盤整備地については、農事組合法人和泉の里への面的集積を図る。
米価下落により収益が減少しており、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
機械の導入や適正管理による一等米比率の向上に取り組むことで収益を確保するとともに、麦、大豆、WCS、野菜等の作付面積を拡大し、持続可能な地域農業を展開する。
ブロックチェーンを基本にして、作業の省力化と効率化を図るための作業体制を行い、水稻は直播栽培を引き続き基本とし、除草対策を講じながら加工米についても継続していく。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下笠路子地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人和泉の里と個人の1経営体を中心に担っていくほか、法人の後継者を含め、新たな担い手の受入れを促進することで対応していく。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体				28.5 ha		28.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農用地の集積、集約化の方針※

農地中間管理機構を活用して、農事組合法人和泉の里や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

農地中間管理機構の活用方針※

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備事業への取組方針※

現在取り組んでいるパイプライン、農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

多様な経営体の確保・育成の取組方針※

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、下関農林事務所、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
食農教育を推進し、農業・農村の理解を促進することで就農への動機付けを図る。

農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針※

大豆の刈り取りについては、有限会社豊田あぐりサービスに委託しており、今後も進めていく。
米の乾燥調製は、JAのライスセンターに委託しており、今後も進めていく。
作業の効率化が期待できる防除作業は、オーシャンテックに委託しており、今後も進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

生産性の合理化に関する取組方針

防草シートを設置し、草刈作業の省力化を図る。
水稻の直播栽培により、育苗の省力化を図る。